

起因物、事故の型：その他の一般動力機械 - 飛来・落下の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	10~11	大型車両の後タイヤ脱着作業中、大型エアツールを使用する為、アタッチメントを交換する時、スイッチが地面に当たるような形で交換した為、スイッチが入ってしまい、エアツールが回転してしまった。その時、アタッチメントはずれ防止のピンが手に当たり、損傷してしまった。	42	11701	—
1	14~15	積込時、機械を荷締めするため、荷台から地上に降りて、レバーブロックスリングベルトにて荷締めを開始したが、安定の悪い機械をバランスの悪い方へ荷締め機で引っ張ったため、機械が倒れて被災者に接触してしまった。	63	40301	100~299
1	10~11	工場内でインソール（陸上スパイクの底）をグラインダーでのバフ加工中、突然グラインダーの石が割れ、その破片で右手親指骨折と切り傷を負った。	74	10806	1~9
2	6~7	現場にて夜勤を終え会社の置き場に戻り片付けをしていたところ、立て掛けてあった踏切の遮断機が倒れ右足に当たり右足を負傷してしまった。	53	30301	1~9
3	17~18	整備工場で修理のため乗用田植機のフロントステップを取りはずす作業中、ウエイト取付スチーの溶接部分がはがれ、フロントウエイトが足に落下し、左足の第2、3指（人差し指、中指）を複雑骨折した。なお、安全靴は着用していなかった。	48	80209	1~9
3	12~13	工場内の金型で整形したゴム製品を取り出し易くする為に、エアダスターガンを使用して高圧エアをにかけているが、ノズルとホースとを繋いでいるホースバンドが緩みホースが外れ、ホースが目の付近に当たった。	20	10806	50~99

3	12~13	工場で作業中、溶湯のノ口を除去する為、溶湯搬送機による配湯終了待ちをしていたところ、配湯の際に飛び跳ねた溶湯が左手指にかかり火傷を負った。	54	11209	50 ~ 99
3	18~19	カレンダーロール機を使用してのフリクション作業（スタレの上にゴム層をのせる）時、シャフトに挿入されたスタレ（巻物）をセットした際に、回転時の落下防止としてストッパーで固定するが、両側ともストッパーに使用を忘れて始動させたため、スタレが落下し左足大腿部を負傷した。	44	10806	100 ~ 299
3	15~16	得意先の作業ピット内にて、本人が農機用タイヤの取付作業を手伝い空気充填作業も実施した際に、ビード勘合がうまく行かずエアゲージを確認すると500Kpaを超えていた為、エアーチャックをバルブ口から外そうとした際に、チューブが破裂し、タイヤビードがホイールより外れた。この時、タイヤに記載されている250Kpa以上充填しない旨の表示を見落とし、バルブコアの装着もしていなかった。100kg程のタイヤホイールが天井まで跳ね上がり、その際に左手人差し指と右手甲骨を骨折し、また天井に当たって天板が破損し、落下した。破片で左眼を外傷（切傷）、チューブ破裂時の爆風の衝撃で右目を負傷し視力が低下している。	45	80109	1~ 9
5	10~11	事業所敷地内でコンクリートポンプ車の整備中に、エア・スケーラーにてコンクリート外し作業中に、太ももに針の破片が刺さった。	20	80409	1~ 9
5	10~11	排水設備工事現場において、ハンドカッターを使用して建物のコンクリートを切断中、腕が疲れてきたのでカッターを持ち替えようとした時、手が滑ってカッターを落してしまい、カッターの刃が左足甲に当たり負傷した。（安全長靴を着用していたが、先芯から外れた部分に落ちた。）	63	30309	10 ~ 29
5	22~23	工場内インジェクション機械で金型から製品を取り出す作業を行っていたとき、中金型が貼り付いたままであることに気が付かないまま、製品を取ろうとし、中金型が落下し負傷した。	37	10806	30 ~ 49
5	15~16	草刈作業を行っている時に、落ちていた番線の破片が刃に当たって飛び上がり、足に当たり負傷した。	39	70101	10 ~ 29

6	15～ 16	会社の敷地の草刈りをしていた時に、左眼に何かが当たり負傷した。	57	10109	10 ～ 29
6	8～9	工場内の治具剥離装置の電極バーが落下し、頭部や顔に接触した。走行キャリア移動中に治具と電極バーが接触し、安定な状態が保てなくなり落下した。	39	11209	10 ～ 29
6	16～ 17	工場内において、ライン（自動制御）にてストーンサークルA形型枠を4番養生槽へ移動していたところ、約10cm手前で止まっていたため手動に切り替え、定位置に進めるためプッシャーと型枠架台の間に角材（75×75×2050mm）を入れ、定位置まで移動した。一回目の動作で型枠架台が動いたが、角材が外れたため位置を直し再度押し、定位置に達したのでストップの合図をしたが、それと同時に角材が中央部で破損し、破片が顎に当たり負傷した。	68	10901	30 ～ 49
6	16～ 17	施設内において清掃作業中に、掃除機をかけていて段差の上に掃除機を置いたところ、左足の甲に落下し、左足の小指を骨折した。	22	130201	500 ～ 999
6	16～ 17	施設内において清掃作業中に、掃除機をかけていて段差の上に掃除機を置いたところ、左足の甲に落下し、左足の小指を骨折した。	22	170101	300 ～ 499
6	15～ 16	個人宅庭園維持管理業務において、専用コードを付けた草刈り機を使用し、草刈りをしていたところ、葉等が激しく飛び散り、ゴーグルの横の間からサツキと思われる薄い葉（長さ3cm）が左眼球に入り、受傷したものである。当日は違和感なく作業を行ったが、2～3日経つと目の中がゴロゴロし始め、しばらくして染みるような痛みと腫れが出た。その後、痛みが増し、目から出血した。	63	60101	10 ～ 29
6	11～ 12	検収室の器具洗浄機でバケツ等の洗浄作業中、洗浄機のカバーがしっかりとハマっていなかったため外れ、左足に落下し、左足小指を骨折した。	54	10109	50 ～ 99

6	14~15	林道の草刈作業に従事していた際、木柵工がされた法面周辺の草刈をしていたところ、木柵を止めていた腐食した番線に草刈刀が当たり、弾かれて右頬を負傷した。フェイスガードを着用していたが、ガードの隙間から番線が入ったようである。	43	60201	1~9
7	10~11	トドマツの造林地（傾斜度20度程）で下刈り作業を行っていたところ、刈払機械の刈刃に当たった小石が右目にとんで負傷した。当日、朝のKY活動後、防護メガネを掛けて作業を始めたが、汗でくもるため途中で外していた。	38	60209	1~9
7	16~17	休耕地を草刈機を使用して草刈作業をしている時草刈機の刃が小石に当たり小石が跳ねて右目まぶたに当たり負傷した。	62	60101	1~9
7	10~11	建設事業者土場草刈り作業において、空き缶等のゴミが散乱しているのが草で見えにくい状況の中、草刈り機の刃を草の根元にあてがい横に滑らせながら作業を進めていたが、落ちていた金属片（ゴミ）が刃の回転で勢いよく弾き飛び左手中指に当たって受傷した。	31	30199	1~9
7	9~10	工場内にある自動スタンプ機で作業をしている時にスタンプ機より金具が外れて右手の上に落下した。	43	10805	10~29
7	17~18	店舗内の天井コンクリートに穴を開けるため、脚立に乗り、下から上を見上げる姿勢でドリルで作業を行っていたところ、コンクリートの粉及び鉄粉が両目に入った。	30	80409	10~29
7	10~11	会社内の工場で材料のエポキシ樹脂（縦20cm×横30cm×厚1cm・重量約4kg）を工作機械で左側を固定し左手を添え削っている時樹脂のため材料が滑ってしまい材料が飛んでしまった。その時材料が左手の手のひらあたりに当たってしまい負傷した。	23	11709	1~9
7	15~16	住宅大工工事現場に於いて、二階の天井下地を造作作業中に、釘打ち機を使用していたところ、誤って釘が跳ね返ってきて左目に当たった。しばらく様子を見ていたが痛みが引かなかった。手術が必要と言われた。	56	30202	1~9

7	15~16	国道で、道路沿いの草刈作業に従事していた。刈払機を使用して沿道のフェンスから出ている草を刈っていた際、刈払機の刃がフェンスに接触し、飛んできた破片が右目に入り負傷した。	56	30199	~ 29	10
7	11~12	山林地で刈払機を使用して下刈作業中、雑草の中にあった有刺鉄線に刈刃が当たり、有刺鉄線が跳ね返り、左足のふくらはぎ下に刺さって負傷した。	43	60209		1~ 9
7	13~ 14	トンネル工事現場へ生コンクリートを運搬し、荷卸待機をしていた。先行の運搬車の荷卸し終了後、セントル内の生コンクリートを送り出す配管内を洗浄するため、配管末尾にトンバック（コンクリート飛散防止用具）を接続し、現場作業員がセントル内から圧力をかけていた。その際、配管内が詰まっていたため配管内の圧力が通常より上がり、詰まっていた残留物が勢いよく排出され、車を降りて同僚車輛の生コンクリート状況を確認していた被災者に、飛散したコンクリートの粗骨材が直撃し、負傷した。	65	11709		10 ~ 29
7	11~ 12	解体工事現場にて、重機を洗浄するため、高圧洗浄機のホースを渡そうとしたとき、職人の手が当たり、誤って洗浄機のスイッチが入ってしまい、勢いよく水が出て、右目に当たり怪我をした。	52	30199		10 ~ 29
7	13~ 14	会社施設に隣接する道で、草刈りの作業をしているときに、使用していた草刈り機が、地面に落ちていた鉄片を回転に巻き込んで跳ね、右眼に当たった。	25	130201		10 ~ 29
7	15~ 16	会社の敷地内において、刈払機で作業中、錆びた針金が飛んで来て、長靴を貫通して足に刺さった。	59	70101		1~ 9
9	11~ 12	苗木植付後の草の下刈中、草刈機の刃に枝がぶつかり、飛んできた枝が左足くるぶしにぶつかった。	67	60209		1~ 9
9	8~9	建設資材置場で肩掛式刈草機で除草作業中、刈刃とコンクリート構造物が接触、刈刃が破損飛散し、右目に入る。	48	30199		1~ 9
9	9~ 10	工場にて、ゴーグル着用せずにサンダーに取り付けたワイヤーブラシにて型枠鉄板部の錆び取り作業を行っていたところ、ワイヤーブラシが破損	49	170101		100 ~

		し、針金状の毛が左目角膜から刺さり、水晶体硝子体部分に留まり負傷。			299
10	9~ 10	会社倉庫から掃除機材を車に運ぶ際に、誤って手を滑らせ足に落としてしまった。機材、ポリッシャー、重量10kg程度、長さ約1m。	21	150101	30 ~ 49
10	10~ 11	当社、工場内において水没した車両のタイヤ解体作業（機械で圧力をかけてホイールを潰し、タイヤとホイールを分ける）を行っていた。機械で圧力をかけた際に噛んでいた石が泥と一緒に飛んできて右目に当たった。	63	80209	50 ~ 99
11	18~ 19	当社敷地内倉庫にて、翌日使用する工具の準備中、代表取締役と二人で準備していたが、工具棚（高さ2m20cm）の上の方の棚に置いていた工具を取ろうとしたら、そばに置いてあったエアブレーカーに肘が当たってしまい落下し、下の方で作業し屈んでいた被災者にぶつかってしまった。上の物を取る際、被災者に声を掛け、一時よけてもらったら、この様なことがなかった。	36	30199	10 ~ 29
11	14~ 15	建築現場（個人宅新築工事）で、フレーミング工事中に、外装の壁の外れた釘を電動工具を使い打ち直そうとしたら、失敗し釘が飛んで右目にぶつかり、白目部分に刺さったため、病院へ行き受診した。	45	30202	1~ 9
11	10~ 11	プレフォーマー（ゴム押出機）での作業時、ポンプ停止後、扉の中の治具の傾斜に気付いて取り出そうとした際、真上に停止していた回転式のカッターの刃が振動により落下し、右手人差し指と中指を負傷した。	65	10806	50 ~ 99
11	10~ 11	現場で、除草伐採作業中に、刈払機使用中に保護メガネを使用していたが、メガネが曇ってしまったので、メガネをずらして作業を行っていたら、石等がはね返って、目に飛来してきて負傷した。そのまま、目が見えなくなり、痛みがあったので病院に行った。通院して約2ヶ月後に、毛様体剥離と診断された。	48	50101	1~ 9
12	11~12	当社サービス工場で、ステアリングユニットアームを外そうとした時に特殊工具が外れ、右ひざに工具が当たり、右ひざを負傷した。	21	80202	30 ~ 49

12	19~20	工場内の6連成型機付近で、投入装置で具材容器を上げている最中、登り切る手前でリフトが動かなくなり、再度スイッチを押したところ急にリフトが下がり、容器が落下し、左手人指し指に当たり亀裂骨折した。	58	10109	50 ~ 99
12	14~15	横切り装置付き傾斜盤設置場所で、加工が禁止されている寸法品（塩ビ板、幅6cm×長さ20cm）を切断していた。切断位置がずれたため、切断位置を修正しようと左手を伸ばしたとき突然、切断していた塩ビ板が割れ、破片が左手中指に当たり、指の甲側を裂傷した。	43	11204	100 ~ 299
12	10~11	キャッパー移載機の昇降用サーボモーター交換のため、モーターとスライドベアリングとのカップリングの締め付けボルトを緩めたところ、スライドベアリングの駆動シャフトが自重（約40kg）で空回りし、約450mm降下したため、モーター取付ベースと昇降スライドベースの間に右手親指と人差し指を挟み被災した。	53	30302	1~ 9
12	8~9	資材置場にて、前日の雨で地面がぬかるんでいるため、足元に気をつけてゴミの仕分け業務のみを作業するよう指示していたが、被災者は、1人で線剥き機（銅線等のビニール部を取り外す機械、重さ50~60kg）を移動させようとして、足の上に落として怪我をした。	76	20309	10 ~ 29
12	9~10	1F床上で、アルミサッシを取り付けるための下地木材を、エアードリル機にて留め付ける作業をしていた際、ロール釘を結んでいるワイヤーが、釘を打った際に目の中に飛散した。	55	30201	10 ~ 29
12	14~15	倉庫駐車場に蔓延したつるを施設職員で片付けをしていた際、草刈り機で切り取る作業をしていたとき、草刈り機から飛び散った木の破片が右眼球に当たり、負傷した。	53	80209	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html